

経済要録

国内

◆幸福銀行、東京相和銀行、なみはや銀行および新潟中央銀行に対する信用秩序の維持に資するための手形貸付にかかる特別措置の改正について

日本銀行は、12月8日、幸福銀行、東京相和銀行、なみはや銀行および新潟中央銀行に対する信用秩序の維持に資するための手形貸付にかかる特別措置の改正について、以下のとおり公表した。

幸福銀行、東京相和銀行、なみはや銀行および新潟中央銀行に対する信用秩序の維持に資するための手形貸付にかかる特別措置の改正について

平成12年12月8日
日本銀行

日本銀行は、本日開催した政策委員会において、日本銀行法第38条に基づき担保の差入れを条件としない手形貸付を実施している幸福銀行、東京相和銀行、なみはや銀行および新潟中央銀行に対し、当該手形貸付に加え、同条に基づく資金の貸付けとして、担保の差入れを条件としない日中当座貸越を実施することを決定しました。このため、先般、基準貸付利率（日本銀行法第33条第1項第2号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率）を、現行の「国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率」の率に一本化するとしたことな

ど（「適格担保取扱基本要領」の制定等について」（平成12年10月13日決定））をも踏まえ、下記の決定を行いましたので、お知らせします。

記

1. 日本銀行当座預金決済のRTGS化の実施日（以下「RTGS化実施日」という。）から、幸福銀行に対する信用秩序の維持に資するための手形貸付にかかる特別措置（「幸福銀行に対する信用秩序の維持に資するための手形貸付にかかる特別措置の実施等に関する件」（平成11年5月22日決定））を、別紙1.のように改めること。
2. RTGS化実施日から、東京相和銀行に対する信用秩序の維持に資するための手形貸付にかかる特別措置（「東京相和銀行に対する信用秩序の維持に資するための手形貸付にかかる特別措置の実施等に関する件」（平成11年6月12日決定））を、別紙2.のように改めること。
3. RTGS化実施日から、なみはや銀行に対する信用秩序の維持に資するための手形貸付にかかる特別措置（「なみはや銀行に対する信用秩序の維持に資するための手形貸付にかかる特別措置の実施等に関する件」（平成11年8月7日決定））を、別紙3.のように改めること。

4. RTGS化実施日から、新潟中央銀行に対する信用秩序の維持に資するための手形貸付にかかる特別措置（「新潟中央銀行に対する信用秩序の維持に資するための手形貸付にかかる特別措置の実施等に関する件」（平成11年10月2日決定）を、別紙4.のように改めること。

別紙1.

幸福銀行に対する信用秩序の維持に資するための資金の貸付けにかかる特別措置

1. 幸福銀行に対して信用秩序の維持に資するために日本銀行法（以下「法」という。）第33条第1項第2号に基づく手形貸付を行う場合には、同号に規定する担保品で現行「担保の種類および担保価格」（「通貨および金融の調節として行う与信以外の与信にかかる担保の取扱い等に関する件」（平成12年10月13日決定）記書き1.において準用する「適格担保取扱基本要領」別表1）に記載されていないものについても、担保として適当と認められるものに限り、次の要領によりこれを担保として徴求し得る扱いとすること。

(1) 各担保品の担保価格は、その市場性および信用力を勘案し、時価（時価のない場合は額面。）の80%を超えない範囲で総裁が定める扱いとする。

(2) 貸付利率は、基準貸付利率に年0.25パーセントの割合を加算した利率を適用する。

(3) 貸付けの実行に関し必要な具体的事項は、総裁が定める扱いとする。

2. 上記1.の取扱いによっても担保品が不足する等やむを得ない場合には、同行に対し、法第33条第1項第2号に規定する担保品および平成2年12月13日付大蔵大臣認可（蔵銀第2669号）により担保として認められた証書貸付債権のいずれをも担保としない手形貸付および当座貸越を、次の要領により、法第38条第2項に基づき行うこと。

(1) 貸付金額 手形貸付および当座貸越の金額は、それぞれ、同行の資金繰りを勘案し、同行が預金払戻し等営業を継続するために必要最小限の金額とする。

(2) 貸付期間

イ. 手形貸付 本行が適当と認める期間（3か月以内。但し、必要やむを得ないと認められる場合には切替継続を行う。）

ロ. 当座貸越 当座貸越を行った日の業務終了時を返済期限とする。

(3) 担保 担保の差入れは貸付けの条件としない。

(4) 貸付利率

イ. 手形貸付 基準貸付利率に年0.5パーセントの割合を加算した利率を適用する。

ロ. 当座貸越 貸越金については利息を徴しない。

(5) 貸倒引当金 貸付けに関し、必要に応じて特別に貸倒引当金の計上を行う。

- (6) その他 (1) から (5) までの下での貸付けの実行に関し必要な具体的事項は、総裁が定める扱いとする。

別紙 2.

東京相和銀行に対する信用秩序の維持に資するための資金の貸付けにかかる特別措置

1. 東京相和銀行に対して信用秩序の維持に資するために日本銀行法（以下「法」という。）第33条第1項第2号に基づく手形貸付を行う場合には、同号に規定する担保品で現行「担保の種類および担保価格」（「通貨および金融の調節として行う与信以外の与信にかかる担保の取扱い等に関する件」（平成12年10月13日決定）記書き1.において準用する「適格担保取扱基本要領」別表1）に記載されていないものについても、担保として適当と認められるものに限り、次の要領によりこれを担保として徴求し得る扱いとすること。
 - (1) 各担保品の担保価格は、その市場性および信用力を勘案し、時価（時価のない場合は額面。）の80%を超えない範囲で総裁が定める扱いとする。
 - (2) 貸付利率は、基準貸付利率に年0.25パーセントの割合を加算した利率を適用する。
 - (3) 貸付けの実行に関し必要な具体的事項は、総裁が定める扱いとする。
2. 上記1.の取扱いによっても担保品が不足する等やむを得ない場合には、同行に対し、

法第33条第1項第2号に規定する担保品および平成2年12月13日付大蔵大臣認可（蔵銀第2669号）により担保として認められた証書貸付債権のいずれをも担保としない手形貸付および当座貸越を、次の要領により、法第38条第2項に基づき行うこと。

- (1) 貸付金額 手形貸付および当座貸越の金額は、それぞれ、同行の資金繰りを勘案し、同行が預金払戻し等営業を継続するために必要最小限の金額とする。
- (2) 貸付期間
 - イ. 手形貸付 本行が適当と認める期間（3か月以内。但し、必要やむを得ないと認められる場合には切替継続を行う。）
 - ロ. 当座貸越 当座貸越を行った日の業務終了時を返済期限とする。
- (3) 担保 担保の差入れは貸付けの条件としない。
- (4) 貸付利率
 - イ. 手形貸付 基準貸付利率に年0.5パーセントの割合を加算した利率を適用する。
 - ロ. 当座貸越 貸越金については利息を徴しない。
- (5) 貸倒引当金 貸付けに関し、必要に応じて特別に貸倒引当金の計上を行う。
- (6) その他 (1) から (5) までの下で

の貸付けの実行に関し必要な
具体的事項は、総裁が定める
扱いとする。

別紙3.

なみはや銀行に対する信用秩序の維持に資する ための資金の貸付けにかかる特別措置

1. なみはや銀行に対して信用秩序の維持に資するために日本銀行法（以下「法」という。）第33条第1項第2号に基づく手形貸付を行う場合には、同号に規定する担保品で現行「担保の種類および担保価格」（「通貨および金融の調節として行う与信以外の与信にかかる担保の取扱い等に関する件」（平成12年10月13日決定）記書き1.において準用する「適格担保取扱基本要領」別表1）に記載されていないものについても、担保として適当と認められるものに限り、次の要領によりこれを担保として徴求し得る扱いとすること。

(1) 各担保品の担保価格は、その市場性および信用力を勘案し、時価（時価のない場合は額面。）の80%を超えない範囲で総裁が定める扱いとする。

(2) 貸付利率は、基準貸付利率に年0.25パーセントの割合を加算した利率を適用する。

(3) 貸付けの実行に関し必要な具体的事項は、総裁が定める扱いとする。

2. 上記1. の取扱いによっても担保品が不足する等やむを得ない場合には、同行に対し、

法第33条第1項第2号に規定する担保品および平成2年12月13日付大蔵大臣認可（蔵銀第2669号）により担保として認められた証書貸付債権のいずれをも担保としない手形貸付および当座貸越を、次の要領により、法第38条第2項に基づき行うこと。

(1) 貸付金額 手形貸付および当座貸越の金額は、それぞれ、同行の資金繰りを勘案し、同行が預金払戻し等営業を継続するために必要最小限の金額とする。

(2) 貸付期間
イ. 手形貸付 本行が適当と認める期間（3か月以内。但し、必要やむを得ないと認められる場合には切替継続を行う。）

ロ. 当座貸越 当座貸越を行った日の業務終了時を返済期限とする。

(3) 担保 担保の差入れは貸付けの条件としない。

(4) 貸付利率
イ. 手形貸付 基準貸付利率に年0.5パーセントの割合を加算した利率を適用する。

ロ. 当座貸越 貸越金については利息を徴しない。

(5) 貸倒引当金 貸付けに関し、必要に応じて特別に貸倒引当金の計上を行う。

(6) その他 (1) から (5) までの下での貸付けの実行に関し必要な具体的事項は、総裁が定める扱いとする。

別紙 4.

新潟中央銀行に対する信用秩序の維持に資するための資金の貸付けにかかる特別措置

1. 新潟中央銀行に対して信用秩序の維持に資するために日本銀行法（以下「法」という。）第33条第1項第2号に基づく手形貸付を行う場合には、同号に規定する担保品で現行「担保の種類および担保価格」（「通貨および金融の調節として行う与信以外の与信にかかる担保の取扱い等に関する件」（平成12年10月13日決定）記書き1.において準用する「適格担保取扱基本要領」別表1）に記載されていないものについても、担保として適当と認められるものに限り、次の要領によりこれを担保として徴求し得る扱いとすること。

(1) 各担保品の担保価格は、その市場性および信用力を勘案し、時価（時価のない場合は額面。）の80%を超えない範囲で総裁が定める扱いとする。

(2) 貸付利率は、基準貸付利率に年0.25パーセントの割合を加算した利率を適用する。

(3) 貸付けの実行に関し必要な具体的事項は、総裁が定める扱いとする。

2. 上記1.の取扱いによっても担保品が不足する等やむを得ない場合には、同行に対し、

法第33条第1項第2号に規定する担保品および平成2年12月13日付大蔵大臣認可（蔵銀第2669号）により担保として認められた証書貸付債権のいずれをも担保としない手形貸付および当座貸越を、次の要領により、法第38条第2項に基づき行うこと。

(1) 貸付金額 手形貸付および当座貸越の金額は、それぞれ、同行の資金繰りを勘案し、同行が預金払戻し等営業を継続するために必要最小限の金額とする。

(2) 貸付期間
イ. 手形貸付 本行が適当と認める期間（3か月以内。但し、必要やむを得ないと認められる場合には切替継続を行う。）

ロ. 当座貸越 当座貸越を行った日の業務終了時を返済期限とする。

(3) 担保 担保の差入れは貸付けの条件としない。

(4) 貸付利率
イ. 手形貸付 基準貸付利率に年0.5パーセントの割合を加算した利率を適用する。

ロ. 当座貸越 貸越金については利息を徴しない。

(5) 貸倒引当金 貸付けに関し、必要に応じて特別に貸倒引当金の計上を行う。

(6) その他 (1) から (5) までの下で

の貸付けの実行に関し必要な
具体的事項は、総裁が定める
扱いとする。

◆日銀ネットRTGS化等にかかる 総合運転試験（フェーズ2）・ ラウンド3における決済状況および 日銀ネット国債系の稼働時間等につ いて

日本銀行は、12月11日、「日銀ネットRTGS
化等にかかる総合運転試験（フェーズ2）・ラウン
ド3における決済状況および日銀ネット国債系の
稼働時間等について」を公表した。その本文は以
下のとおり（試験結果を含む全文については、日
本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)参照）。

日銀ネットRTGS化等にかかる総合運転試験 （フェーズ2）・ラウンド3における決済状況 および日銀ネット国債系の稼働時間等について

平成12年12月11日
日 本 銀 行

今月2日（土）および3日（日）に実施した
RTGS化等^(注1)の総合運転試験（以下「RT」
といいます。）フェーズ2・ラウンド3におけ
る試験結果の取り纏め、決済データ^(注2)の集計
結果、および日銀ネット国債系の稼働時間の検
討状況は次のとおりです^(注3)。

（注1）日本銀行当座預金決済のRTGS化、オンラ
イン当座預金振替のサービス提供時間延長、国債決済
のRTGS化および与信・担保システムの稼働開始
を総称します。

（注2）（1）当座勘定振替時間帯毎決済件数、金額、
（2）国債DVP時間帯毎決済件数、金額、およ
び（3）国債DVP決済所要時間（国債受渡依頼

の入力から資金受渡依頼の入力までの時間）の3
種類のデータを指します。

（注3）「日銀ネットRTGS化等にかかる総合運転試
験（フェーズ2）・ラウンド1における決済状況
について」（平成12年11月10日）、「日銀ネッ
トRTGS化等にかかる総合運転試験（フェーズ
2）・ラウンド2における決済状況について」（平
成12年11月29日）をご参照下さい。

（RTフェーズ2・ラウンド3の総括）

日本銀行では、ラウンド3における決済状況
は、概ね以下のように総括できるものと考えて
おります。

（1）全体としては、各参加先における事務・シ
ステム面や市場参加者における市場慣行面での
整備が一段と進捗したことが確認され、来
年1月4日に予定するRTGS化の実施に向
けた準備はほぼ整ったものとみられる。

（2）RTGS化後を展望した日中コールや当
日スタートのレポ（即日レポ取引）などの
取引も前回以上に活発に行われ、新しい取
引の仕法や約定から決済までの手順につ
いての確認等も進んでいる。

（3）対日銀取引（オペ等）は、予定していた
すべての決済が円滑に行われた。

（4）資金決済については、第1日目、第2日
目とも、円滑に決済が行われた。

（5）国債決済についても、第1日目（通常日
を想定したテスト）、第2日目（国債発行
日を想定したテスト）とも、順調に決済が
進捗した。

▽ 国債決済を処理する時間^(注4)は、ラウン
ド2に比べさらに改善した。

▽ 国債決済の時間帯別決済件数をみても、早い時間帯（既発債＝午前中、新発債＝午後3時過ぎ）での決済進捗率が一段と高まっている。

▽ 国債決済処理比率^(注5)も、高水準のラウンド2をさらに上回った（第1日目 99%台、第2日目 98～99%）。

—— RTの「国債決済の不処理」には、RTに参加していない先の絡む取引に起因するもの（テスト特有のもの）が含まれます。また、ループ取引^(注6)に起因するもの等、RTGS移行後の本番においても「国債決済の不処理」は、ある程度残存するとみられます。したがって、上記国債決済比率は100%に達するものではない点（本番移行後も「不処理」が皆無となるとは考えにくい点）にご留意下さい。

(注4) 「相手方から国債受渡依頼の電文を受けてから資金受渡依頼を入力するまでの時間」をもって計測。

(注5) 決済予定件数に占める実際に決済された件数の割合<日銀ネットが取得したデータや参加先からの試験結果報告書などをもとにした推計値>。

(注6) 例えば、同じ銘柄の国債の取引が、A金融機関からB金融機関、B金融機関からC金融機関、C金融機関からA金融機関といったかたちで一回りしている状態。

(日銀ネット国債系の稼働時間について)

日本銀行では、すでに公表したとおり^(注7)、これまでのRTの結果等を踏まえ、国債発行日における日銀ネット国債系の稼働時間の延長を検討しています。以下、現時点での日本銀行における検討状況をお伝えします。

利付国債の発行日については、日銀ネット国債系の稼働時間を午後6時まで延長して実施した今回のRT第2日目において、新発債取引の決済が時間的に余裕をもって行われ、参加先か

らもこれを評価する声が多数聞かれたことなどを踏まえ、すでに公表したとおり、日銀ネット国債系の稼働時間を午後6時までとする方向で検討を進めています。

一方、利付国債以外の国債（割引国債、割引短期国債および政府短期証券）のみの発行日については、市場参加者（国債決済RTGS化に関する研究会<事務局・日本証券業協会>）から、市場慣行であるカットオフタイム以降、日銀ネット国債系入力締切時刻までの時間帯（いわゆるリバーサルタイム）を、通常日や利付国債発行日と同様に1時間確保するため、日銀ネット国債系の稼働時間を30分延長してほしいとの要望が寄せられています（従来の稼働時間案のもとでは、割引短期国債および政府短期証券のみの発行日におけるリバーサルタイムは、日銀ネット国債系の稼働時間が午後5時までであることを前提に、4時半～5時までの30分間）。こうした要望を踏まえ、日本銀行では、利付国債以外の国債（割引国債、割引短期国債および政府短期証券）のみの発行日については、日銀ネット国債系の稼働時間を午後5時30分までとする方向で検討を進めています。

以上をまとめると、現在検討している日銀ネット国債系の稼働時間は下表のとおりとなります^(注8)。日本銀行では、近日中に日銀ネット国債系の稼働時間の最終的な決定を行い、改めて公表する予定です。

(注7) 最近の検討状況については「国債決済RTGS化に伴う日銀ネット国債系稼働時間延長幅の拡大——関係者のご意見を踏まえて——」（平成12年10月17日）、「日銀ネットRTGS化等総合運転試験（フェーズ2）の追加実施、および今後の試験における日銀ネット稼働時間の延長について」（平成12年11月20日）をご参照下さい。

(注8) ただし、国債発行日（利付国債の発行日および利付国債以外の国債<割引国債、割引短期国債および政府短期証券>のみの発行日）における稼働

時間は、オンラインにより資金の払込を行う国債の発行・払込が即時化されるまでの間の経過措置です。オンラインにより資金の払込を行う国債の発行・払込が即時化された後は、国債発行日における日銀ネット国債系の稼働時間は午後4時30分までとなります。

<現在検討中の日銀ネット国債系の稼働時間>

	日銀ネット国債系のオンライン入力締切時刻(カッコ内は日銀ネット当預系の「5時同時処理」のオンライン入力締切時刻)
通常日(国債発行のない日)	午後4時30分(午後5時)
利付国債以外の国債(割引国債、割引短期国債および政府短期証券)のみの発行日	午後5時30分(午後6時)
利付国債の発行日	午後6時(午後6時30分)

(予備日<12月16日>を用いたRTに向けて)

次回12月16日のRTが、来年1月4日のRTGS化実施に向けての最後のRTとなります。日本銀行では、参加先において、次回RTを利用して引き続き事務の習熟やシステムの運用確認が図られることを期待しています。

なお、次回RTでは、大手の利用先は引き続き殆どの先が参加される予定ですが、一部参加先の行(庫社)内の事情により、ラウンド3に比べ全体の参加者数は減少する見込みです(300弱の先が参加の予定<ラウンド3までは約400の先が参加>)。このため、たとえば不参加先に起因する国債決済の不処理などは、これまでに比べ増加する可能性が高いものとみられます。この点をご理解いただくとともに、各参加先においては、RTの趣旨を踏まえ、日中コールや当日レポなどの新しい取引に一段と積極的に取り組まれたり、必要に応じ従来の取引形態に新しいデータを付け加えるなどして、本番に向け

た事務習熟の場としてさらに一層活用されることを期待しています。

日本銀行としても、来年1月4日の円滑なRTGSへの移行を実現できるよう、引き続き着実に準備を進めていく考えです。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、12月15日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行ったほか、平成13年1月～6月の金融政策決定会合の開催予定日を、別添2のとおりとし、これを公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、12月18日に公表したほか、11月17日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを12月20日に公表した。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

(別添1)

当面の金融政策運営について

平成12年12月15日

日本銀行

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの

金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

（別添2）

金融政策決定会合等の日程（平成13年1月～6月）

平成12年12月15日
日本銀行

	会合開催	金融経済月報公表（議事要旨公表）
13年1月	1月19日<金>	1月22日<月>（3月5日<月>）
2月	2月9日<金> 2月28日<水>	2月13日<火>（3月23日<金>） —（4月18日<水>）
3月	3月19日<月>	3月21日<水>（5月1日<火>）
4月	4月13日<金> 4月25日<水>	4月16日<月>（5月23日<水>） —（6月20日<水>）
5月	5月18日<金>	5月21日<月>（6月20日<水>）
6月	6月15日<金> 6月28日<木>	6月18日<月> 未定 — 未定

◆信用組合関西興銀に対する金融整理管財人による管理命令

日本銀行は、12月16日、金融再生委員会からの信用組合関西興銀に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分に関し、以下の内容の総裁談話を公表した。

1. 本日、金融再生委員会より、「信用組合関西興銀に対し、『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』に基づく『金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分』を行い、金融整理管財人を選任した」との連絡があった。

また、金融再生委員会及び大蔵大臣より、当該信用組合において、預金払戻し等事業を継続するための資金が不足した場合、信用秩序の維持のため特に必要があると認められるとして、日本銀行法第38条の規定に基づく資金の貸付けの要請を受けた。

2. これを受けて日本銀行は、政策委員会を開催し、信用組合関西興銀の金融整理管財人による管理が終了するまでの間、当該信用組合への資金融通のため、全国信用協同組合連合会に対し、当該信用組合の事業継続に必要な資金を供給する方針を決定した。

3. 今後、信用組合関西興銀は、金融整理管財人の下で、適切な業務運営に取り組みつつ、預金保険機構の資金援助を前提として、速やかに受皿金融機関への事業譲渡等を図っていくこととなる。

4. 以上の措置を通じて、信用組合関西興銀は通常どおり事業を継続するとともに、預金を含め、当該信用組合の全債務の円滑な履行が確保される。日本銀行としては、これにより預金者等の保護および信用秩序の維持が図られるものと考えている。

◆RTGS化実施日の決定および日銀ネット国債系稼働時間の延長について

日本銀行は、12月19日、「RTGS化実施日の決定および日銀ネット国債系稼働時間の延長について」を公表した。その内容は以下のとおり。

RTGS化実施日の決定および日銀ネット国債系稼働時間の延長について

平成12年12月19日
日本銀行

今般、日本銀行では、これまでの準備状況を踏まえ、日本銀行当座預金決済および国債決済

のRTGS化(以下「RTGS化」といいます。)の実施日について、予定どおり来年1月4日とすることを正式に決定しました。また、日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」といいます。)国債系の稼働時間について、総合運転試験の実施結果等を踏まえ、一部見直しを行いました。以下、これらの点についてご説明します。

1. RTGS化実施日の決定 (RTGS化の実施日)

日本銀行では、これまで、RTGS化の実施時期について、「特段の事情の変化がない限り、平成13年1月4日とする」方針^(注1)を公表してきました。

その後の総合運転試験の実施結果等を踏まえると、事務・システム面および市場慣行面等での整備が着実に進み、日本銀行、取引先金融機関等のRTGS化に向けた準備は予定どおり進捗したものと判断されます。

日本銀行では、以上を踏まえ、今般、RTGS化の実施日を平成13年1月4日とすることを正式に決定しました。

(注1)「RTGS化の実施日の検討状況に関する通知等」(平成12年5月9日)、「RTGS化等の準備状況等に関する通知等」(平成12年10月17日)をご参照下さい。

(年末年始におけるシステム移行作業等)

年末年始の日本銀行におけるシステム移行作業等は以下のとおりとなります。

(1) 12月30日(土)、31日(日)

日本銀行内部における、RTGS化にかかるシステム移行作業を実施。

(2) 1月1日(月)

上記システム移行に続き、日本銀行内部における走行確認試験を実施。

(3) 1月2日(火)

システム移行後における取引先(希望先のみ)との間のオンライン接続確認試験(取引先とのコンピュータ接続の確認等)を実施。

—— この間、取引先金融機関等の準備状況についても適宜確認します。

(RTGS化実施に支障がないことの最終確認)

以上を踏まえ、日本銀行は、1月2日(火)にRTGS化実施に特段の支障がないことを最終的に確認します。この確認結果については、1月2日(火)の夕刻までに、以下の方法で公表します。

(1) 日本銀行ホームページへの掲載

日本銀行ウェブサイト<<http://www.boj.or.jp/>>の「決済システム」コーナー、「<<トピックス>>RTGS関連情報をまとめたページ」に掲載します。

(2) 自動応答テレホンサービス

電話番号： 03-3277-1914

—— なお、年末年始期間中に、システム移行作業の不調等により万一RTGS化の実施を延期せざるを得なくなった場合には、速やかにこれを公表します。

(1月4日における日銀ネットの前倒し開局)

RTGS化の実施日となる1月4日は、午前8時に日銀ネットの前倒し開局を行い、通常の

業務開始時刻である午前9時までに取引先が登録国債および振込国債を共通担保として差入れることを可能とします。

2. 日銀ネット国債系稼働時間の延長

(1) 国債発行日における日銀ネット国債系稼働時間の延長

日本銀行では、本年10月、日銀ネット国債系の稼働時間について、(1)日銀ネット国債系のオンライン入力締切時刻を午後4時30分とすること、(2)オンラインにより資金の払込を行う国債(政府短期証券を含む。以下同じ。)の発行・払込が即時化されるまでの間、経過措置として、国債の発行日は、日銀ネット国債系のオンライン入力締切時刻を午後5時とすること、(3)(1)、(2)について、総合運転試験の実施結果等を踏まえ必要に応じ見直すことがあること、を決定しました^(注2)。

その後、すでに公表したように^(注3)、日本銀行では、総合運転試験の実施結果や市場参加者からの要望を踏まえ、国債発行日について稼働時間の再延長を検討してきましたが、今般、オンラインにより資金の払込を行う国債の発行・払込が即時化されるまでの間の経過措置^(注4)として、国債発行日における日銀ネット国債系のオンライン入力締切時刻を以下のとおりとすることを決定しました。

(1) 利付国債の発行日は、午後6時とすること。

(2) 利付国債以外の国債(割引国債、割引短期国債および政府短期証券)のみの発行日は、午後5時30分とすること。

—— 通常日(国債発行のない日)における稼働時間は、本年10月決定どおり午後4時30分までとします。

以上の結果、RTGS化実施時の日銀ネット国債系稼働時間をまとめると、下表のとおりとなります。

	日銀ネット国債系のオンライン入力締切時刻(カッコ内は日銀ネット当預系の「5時同時処理」のオンライン入力締切時刻)
通常日(国債発行のない日)	午後4時30分(午後5時)
利付国債以外の国債(割引国債、割引短期国債および政府短期証券)のみの発行日	午後5時30分(午後6時)
利付国債の発行日	午後6時(午後6時30分)

日本銀行としては、来年1月4日の円滑なRTGSへの移行に向けて、万全の体制で臨む考えです。

(注2) 「国債決済RTGS化に伴う日銀ネット国債系稼働時間延長幅の拡大——関係者のご意見を踏まえて——」(平成12年10月17日)をご参照下さい。

(注3) 「日銀ネットRTGS化等総合運転試験(フェーズ2)の追加実施、および今後の試験における日銀ネット稼働時間の延長について」(平成12年11月20日)、「日銀ネットRTGS化等にかかる総合運転試験(フェーズ2)・ラウンド3における決済状況および日銀ネット国債系の稼働時間延長等について」(平成12年12月11日)をご参照下さい。

(注4) オンラインにより資金の払込を行う国債の発行・払込が即時化された後は、国債発行日における日銀ネット国債系の稼働時間は午後4時30分までとなります。

◆平成13年度の政府経済見通しについて

しと政策運営の基本的態度」を閣議了解した。経済見通しにかかる主要経済指標は以下のとおり。

政府は、12月19日、「平成13年度の経済見通

主要経済指標

	平成11年度 (実績)	平成12年度 (実績見込み)	平成13年度 (見通し)	対前年度比増減率			
				平成12年度		平成13年度	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実績)	%程度 (名目)	%程度 (実績)
国内総生産	513.7	513.7	518.6	0.0	1.2	1.0	1.7
民間最終消費支出	289.3	288.7	291.8	▲0.2	0.6	1.1	1.5
民間住宅	20.5	19.9	19.5	▲3.3	▲3.0	▲2.0	▲1.9
民間企業設備	75.1	76.4	78.1	1.8	3.8	2.2	3.8
民間在庫品増加()内は寄与度	—	—	—	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
財貨・サービスの輸出	52.2	55.7	57.7	6.8	8.8	3.5	4.0
(控除)財貨・サービスの輸入	44.3	48.8	51.8	10.0	9.9	6.2	5.3
内需寄与度				0.2	1.1	1.2	1.7
民需寄与度				0.2	0.9	1.0	1.5
公需寄与度				0.0	0.2	0.2	0.2
外需寄与度				▲0.2	0.1	▲0.2	▲0.0
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%程度		%程度
労働力人口	6,775	6,755	6,780		▲0.3		0.4
就業者数	6,455	6,445	6,475		▲0.2		0.5
雇用者数	5,325	5,360	5,405		0.7		0.8
完全失業率	%	%程度	%程度				
	4.7	4.6	4.5				
生産	%	%程度	%程度				
鉱工業生産指数・増減率	3.4	5.5	2.4				
物価	%	%程度	%程度				
国内卸売物価指数・騰落率	▲1.0	0.0	▲0.4				
消費者物価指数・騰落率	▲0.5	▲0.5	▲0.2				
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%程度		%程度
貿易・サービス収支	7.8	7.2	6.0				
貿易収支	13.8	12.5	11.6				
輸出	46.7	50.0	51.6		7.1		3.0
輸入	32.9	37.6	40.0		14.1		6.4
経常収支	12.6	12.5	11.7				
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度				
	2.5	2.4	2.3				

(注) 主要な前提は以下のとおりである。なお、これらの前提は、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成12年度	平成13年度
世界GDP(日本を除く)	4.6%	3.4%
円相場(円/ドル)	108.0	109.0
原油価格(ドル/バレル)	29.8	31.7

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く)は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成12年11月4日～12月3日の1か月間の平均値(109.0円)で以後一定と想定。
3. 原油価格は、平成12年9月1日～11月30日の3か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して以後一定と想定(31.7ドル)。

◆大蔵省、「平成 13 年度税制改正の大綱」を公表

大蔵省は、12月19日、「平成13年度税制改正の大綱」を公表した。本大綱では、商法改正による会社分割の制度の創設に伴い、分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の整備が盛り込まれているほか、金融関係税制に関する事項として、以下の内容等が含まれている。

① 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度について、平成11年度税制改正で設けられた経過措置の適用期限を2年延長する。あわせて、源泉分離課税のみなし譲渡利益率を5.25%とする特例措置の期限を2年延長する。

② 非居住者・外国法人の一括登録国債の利子非課税制度について、非居住者・外国法人が、日本銀行及び税務署長の承認を受けた海外の適格外国仲介業者（仮称）を経由し、国債振替決済制度上の直接・間接参加者の国内の営業所等を通じて一括登録国債を寄託した場合には、租税条約上の情報交換条項の利用を前提とする一定の本人確認手続等を整備した上、非課税の対象とする。

(注) 上記②の改正は、平成13年4月1日以後に支払われる一括登録国債の利子について適用する。

◆金融審議会第一部会、「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」を公表

金融審議会第一部会は、12月21日、銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等についての最終報告書を公表した。

◆年金積立金の運用の基本方針に関する検討会の報告について

年金積立金の運用の基本方針に関する検討会（厚生大臣が主催）は、12月22日、「年金積立金の運用の基本方針に関する検討会報告」を公表した。これは、平成13年4月から、従来の資金運用部預託に代わり、年金積立金の自主運用が開始されることを受けて、厚生労働大臣が策定する「運用の基本方針」に盛り込むべき事項およびその他年金積立金の自主運用に関する留意事項等をまとめたもの。

◆平成 13 年度一般会計予算および財政投融资計画の政府案について

政府は、12月24日、平成13年度一般会計予算および財政投融资計画について閣議決定した。その概要は以下のとおり。

平成13年度一般会計予算案

		(単位 億円、%)	
		13年度	12年度 当初予算比 増減(Δ)率
歳入	租税及印紙収入	507,270	4.2
	その他収入	36,074	Δ3.0
	公債金	283,180	Δ13.2
	合計	826,524	Δ2.7
歳出	一般歳出	486,589	1.2
	うち 社会保障関係費	175,552	4.7
	文教及び科学振興費	66,472	1.8
	恩給関係費	13,562	Δ4.9
	防衛関係費	49,553	0.4
	公共事業関係費	94,352	0.0
	経済協力費	9,562	Δ2.8
	中小企業対策費	1,948	0.2
	エネルギー対策費	6,139	Δ3.4
	食料安定供給関係費	6,952	1.5
	産業投資特別会計へ繰入	1,537	Δ3.6
	その他の事項経費	54,460	Δ0.8
	公共事業等予備費	3,000	Δ40.0
	予備費	3,500	0.0
	国債費	171,705	Δ21.8
	地方交付税交付金等	168,230	12.7
合計	826,524	Δ2.7	

平成13年度財政投融資計画

(単位 億円、%)

		13年度	12年度 当初計画比 増減(Δ)率
財政投融資			
財政投融資 の概要	住宅関連機関	93,018	Δ18.3
	住宅金融公庫	83,632	Δ19.5
	都市基盤整備公団	9,386	Δ 6.0
	中小企業関連機関	54,451	Δ16.4
	うち 国民生活金融公庫	37,500	Δ10.5
	中小企業金融公庫	16,601	Δ27.2
	その他の公庫・銀行	35,066	Δ28.0
	うち 国際協力銀行	15,593	Δ25.1
	日本政策投資銀行	14,450	Δ33.9
	農林漁業金融公庫	2,750	Δ21.4
	沖縄振興開発金融公庫	2,273	Δ 9.1
	その他の公団・事業団等	47,967	Δ21.2
	うち 日本道路公団	21,540	Δ 3.0
	社会福祉・医療事業団	5,428	32.2
	首都高速道路公団	4,100	9.2
阪神高速道路公団	3,562	8.3	
日本育英会	2,192	20.4	
地方	94,970	0.7	
地方公共団体	78,200	1.8	
公営企業金融公庫	16,770	Δ 4.3	
合計		325,472	Δ15.0
原資内訳	財政融資	287,448	Δ14.1
	政府保証	37,234	Δ20.8
	産業投資	790	Δ28.2
合計		325,472	Δ15.0

◆朝銀近畿信用組合に対する金融整理管財人による管理命令

日本銀行は、12月29日、金融再生委員会からの朝銀近畿信用組合に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分に関し、以下の内容の総裁談話を公表した。

1. 本日、金融再生委員会より、「朝銀近畿信用組合に対し、『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』に基づく『金融整理管

財人による業務及び財産の管理を命ずる処分』を行い、金融整理管財人を選任した」との連絡があった。

また、金融再生委員会及び大蔵大臣より、当該信用組合において、預金払戻し等事業を継続するための資金が不足した場合、信用秩序の維持のため特に必要があると認められるとして、日本銀行法第38条の規定に基づく資金の貸付けの要請を受けた。

2. これを受けて日本銀行は、政策委員会を開催し、朝銀近畿信用組合の金融整理管財人による管理が終了するまでの間、当該信用組合への資金融通のため、全国信用協同組合連合会に対し、当該信用組合の事業継続に必要な資金を供給する方針を決定した。

3. 今後、朝銀近畿信用組合は、金融整理管財人の下で、適切な業務運営に取り組みつつ、預金保険機構の資金援助を前提として、速やかに受皿金融機関への事業譲渡等を図っていくこととなる。

4. 以上の措置を通じて、朝銀近畿信用組合は通常どおり事業を継続するとともに、預金を含め、当該信用組合の全債務の円滑な履行が確保される。日本銀行としては、これにより預金者等の保護および信用秩序の維持が図られるものと考えている。

◆現行金利一覧

(13年1月18日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率) *	0.50	7. 9. 8	(1.00)
短期プライムレート	1.500	12. 8. 24	(1.375)
長期プライムレート	2.10	12. 12. 8	(2.25)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本政策投資銀行	2.10	12. 12. 13	(2.25)
・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫	2.10	12. 12. 8	(2.25)
・住宅金融公庫	2.80	12. 10. 30	(2.85)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.05	12. 12. 13	(1.20)
(期間5年~7年)	1.35	12. 12. 13	(1.60)
(期間7年以上)	2.00	12. 12. 13	(2.10)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

* 13年1月4日より、「商業手形割引率ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率」と「その他のものを担保とする貸付利率」との区別を廃止して、「基準割引率および基準貸付利率」として一本化し、その率を「商業手形割引率ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率」の率とすることとなった。本件については、『適格担保取扱基本要領』の制定等についてを参照 (『日本銀行調査月報』2000年12月号「経済要録」、日本銀行ホームページ <<http://www.boj.or.jp/>>に掲載)。

◆公社債発行条件

(13年1月18日現在)

		発行条件	改定前発行条件
		<1月債>	<12月債>
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<u>1.504</u>	1.663
	表面利率 (%)	<u>1.6</u>	1.8
	発行価格 (円)	<u>100.83</u>	101.17
		(13年1月15日発行分~)	(13年1月11日発行分~)
政府短期証券	応募者利回り (%)	<u>0.436</u>	<u>0.490</u>
	発行価格 (円)	<u>99.890</u>	<u>99.880</u>
		<1月債>	<12月債>
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<u>1.700</u>	1.800
	表面利率 (%)	<u>1.7</u>	1.8
	発行価格 (円)	100.00	100.00
		<1月債>	<12月債>
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<u>1.723</u>	1.811
	表面利率 (%)	<u>1.7</u>	1.8
	発行価格 (円)	<u>99.80</u>	99.90
		<1月債>	<12月債>
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	1.200	1.200
	表面利率 (%)	1.20	1.20
	発行価格 (円)	100.00	100.00
		<1月後半債>	<1月前半債>
割引金融債	応募者利回り (%)	0.300	<u>0.300</u>
	同税引後 (%)	0.250	<u>0.250</u>
	割引率 (%)	0.29	<u>0.29</u>
	発行価格 (円)	99.71	<u>99.71</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆ギリシャ、ユーロ導入

ギリシャは、2001年1月1日、ユーロを導入し、EU15か国における12番目の通貨統合参加国となった^(注)。これにより、ギリシャ・ドラクマは、コンバージョン・レート（1ユーロ＝340.750ギリシャ・ドラクマ）でユーロに対して固定され、ギリシャでは、ECBとユーロ導入国中央銀行によって構成される「ユーロシステム」によるユーロエリアの単一金融政策が実施される。また、これに伴いギリシャ中央銀行は、金融政策決定権限をECBへ委譲すると共に、欧州共同体設立条約付属議定書（欧州中央銀行設立法）第49条に基づき、ECB資本金の支払い、および外貨準備資産の一部をECBへ移転した。

なお、2002年1月には、他の域内諸国と同様、ユーロ紙幣・貨幣の流通が開始される予定となっている。

(注) ギリシャのユーロ導入、および同国通貨のコンバージョン・レートは、2000年6月のEUサミットにおいて決定された。